

平成31 (2019) 年度(第1回)

東京藝術大学国際交流会館 入居者募集 (夫婦室・家族室)

以下のとおり、会館の入居者を募集します。

- 1. 資格：申請できる外国人留学生は、次の者として。
①今回、初めて会館に入居を希望する者
②かつて会館に入居したことのある者で、退去後1年以上経過している者
2. 居室タイプ：①夫婦室 ②家族室 ※単身室の募集はありません。(注1)
3. 入居期間：2019年4月1日(月)～2020年3月25日(水)まで (一年以内)
4. 締切：2019年1月31日 (木) 16:00 まで
5. 申請手続き：
● 「入居許可申請書」と必要書類(別紙参照)を、国際企画課国際企画係(取手校地・千住校地・横浜校地は事務室)に提出してください。
● 海外からの申請の場合は intl-tua@ml.geidai.ac.jp宛に Eメールで提出してください。
※本学入学が決まっていない者は、3月5日(火)までに合格通知書を追加提出すること。
6. 発表及び手続き：2019年3月中旬までに本人宛に通知します。
7. 寄宿料、共益費及び退去時清掃料等：
Table with 4 columns: Room Type, Boarding Fee/Month, Common Fee/Month, Cleaning Fee/Move-in, Total Monthly Fee.
8. 選考方法：
応募者が多数の場合は「東京藝術大学国際交流会館及び国際研究交流大学村東京国際交流会館の入居者選考に関する申合せ」により決定します。

(注1) 2018年12月11日現在の入退去予定等による。申請状況によっては、2月頃に募集を行う場合があります。

1. 入居許可申請書
2. 旅券の写し（同居人も含む。顔写真と最新の査証のページを各1部）
3. 外国人登録証または在留カードの写し（表裏両面をコピー。申請者・同居人も必要）
※新規渡日で申請時に提出できない場合は、取得後ただちに提出してください。
4. 【同居人がいる場合のみ】申請者との続柄がわかる書類の写し
（戸籍謄本、住民票の場合は申請前3か月以内に発行されたもの）
※書類が英語以外の外国語の場合は、申請者本人が署名または捺印した翻訳文（日本語または英語）を作成してください。
5. 【本学入学予定者】合格通知書（3月5日まで）

ちゅういじこう
【注意事項】

- ・ 在留資格「留学」を有する者。ただし、入居開始時に条件を満たす見込みがある者は申請可能とします。
- ・ 入居する居室について、居室タイプ以外の希望を出すことはできません。大学が指定する居室に入居していただきます。
- ・ 夫婦室は、申請者とその配偶者のみが入居できます。その他の親族は入居できません。ただし、入居申請後に出生した子どもについては同居を認めます。
- ・ 家族室は、申請者とその配偶者及びその子どものみ入居できます。その他の親族は入居できません。
- ・ 夫婦室及び家族室の入居は配偶者も同時入居できる者に限ります。なおかつ、実態として生計を共にする者のみ入居を認めます。
- ・ 家族や親戚の宿泊は、事前申請があり短期間であることを条件に認めます。友人・知人の宿泊は一切認めません。

ふうふしつおよ かぞくしつ どうきよにん にゅうきよじ き
【夫婦室及び家族室、同居人の入居時期について】

同居人については、申請者と同時入居としますが、何らかのやむを得ない理由で同時入居できない場合は事前に申告してください。（ただし、この場合も入居期間は入居許可証に記載されたとおりとし、変更はできません）。また、申請があった日までに入居できない場合は、申請者を含めて入居資格を失います。